

# ○新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用に係る 通勤手当の取扱いについて

(平成7年12月21日岩警発第1253号警察本部長)

[沿革] 平成10年4月岩警発第397号、14年3月第338号、12月第1819号、15年1月第81号、16年4月第564号、  
17年9月岩警第1340号、30年8月岩警第838号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

このことについて、標記例規（平成7年12月21日付け岩警発第1253号）の一部を別記のとおり改正し、実施することとしたから通知する。

## 別記

### 第1 新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて

#### 1 支給対象者

次のいずれにも該当する職員

- (1) 新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合において、次のいずれかに該当する職員であること。

ア 通勤距離が60キロメートル以上である職員

イ 通勤時間がおおむね90分以上である職員

ウ 交通機関の状況から正規の勤務時間の開始時刻の90分前までに通勤を開始しなければならない職員

エ 交通機関の状況から正規の勤務時間の終了時刻の90分後までに通勤を終了できない職員

- (2) 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものであること。

- (3) その利用に係る特別運賃を負担することを常例とするものであること。

#### 2 運賃等相当額の算出方法

規則第7条に規定する運賃等相当額は、次により算出する。

- (1) 新幹線鉄道の特別急行列車（以下「新幹線」という。）を往復利用する場合  
新幹線定期券（在来線と新幹線を通じた定期券を含む。）3ヶ月の額

- (2) 新幹線を往路又は帰路のみ利用する場合

ア 盛岡駅以南の区間でのみ新幹線を利用する場合

在来線を利用する場合の運賃等相当額＋新幹線利用区間における定期券用新幹線自由席回数券の1回当たりの額（当該回数券が設定されていない区間においては片道新幹線自由席特急料金）×21回（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数。以下同じ。）

イ 盛岡駅以北の区間でのみ新幹線を利用する場合

( I G R いわて 銀河鉄道株式会社の運行する路線を利用する区間における回数券の 1 回当たりの額 + 新幹線利用区間における特定特急回数券の 1 回当たりの額 ( 当該回数券が設定されていない区間においては当該区間の普通運賃と特定特急料金の合計額 ) ) × 21 回

ウ 盛岡駅以南及び盛岡駅以北の区間を通じて新幹線を利用する場合

ア及びイにより算出した額を合計した額

### 3 認定に当たっての留意事項等

職員の当該利用に係る規則第 3 条の規定による届出を行った場合には、次に掲げる事項に留意し、その者が要件を具備することを確認のうえ、認定を行うこととする。

#### (1) 通勤形態について

往復又は往路若しくは帰路のみの利用を認めるものであること。

#### (2) 通勤距離及び通勤時間について

第 1 第 1 項第 1 号に規定する通勤距離、通勤時間等は、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における自宅から勤務公署までの経済的かつ合理的な経路により算定すること。

#### (3) 通勤時間の短縮効果について

第 1 第 1 項第 2 号に規定する通勤時間の短縮効果は、次により新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤時間と新幹線鉄道等を利用する場合の通勤時間を比較して算定すること。

なお、新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤時間については、運行時間を考慮して在来線快速列車を利用できる場合はこれを利用するものとして算定すること。

ア 往路における職員の住居から勤務公署までの通勤に要する総所要時間で比較すること。ただし、帰路のみの利用の場合には、勤務終了後、乗車が可能な直近のものによる勤務公署から職員の住居までの通勤に要する総所要時間で比較すること。

イ 原則として、同一の通勤経路で比較すること。(新幹線利用の場合の職員の住居から新花巻駅若しくは水沢江刺駅までの通勤経路又は新花巻駅若しくは水沢江刺駅からの勤務公署までの通勤経路を除く。)

ウ 原則として、新幹線鉄道等利用区間以外は、同一の通勤方法で比較すること。

### 4 確認事務

通勤手当の事後確認の取扱いについて (平成30年 8 月 9 日付け岩警第836号) の定めるところによることとする。

### 5 認定協議

認定権者は、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、「通勤事情の改善がこれに相当するもの」としての承認について (例規) (平成14年 3 月 13 日付け岩警第

339号) に掲げる人事委員会の承認を受けている場合に準ずるものであると認められるものを第1第1項第2号に規定する「通勤事情の改善がこれに相当するもの」として当該利用に係る通勤手当の認定をしようとするときは、別記様式に係る書類を添付して、警務課長に協議するものとする。

## 第2 高速自動車国道の利用に係る通勤手当の取扱いについて

### 1 支給対象者

次のいずれにも該当する職員

- (1) 高速自動車国道（以下「高速道路」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上である職員又は通勤時間がおおむね90分以上である職員であること。
- (2) 高速道路の利用により通勤時間がおおむね30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が認めるものであること。  
なお、「通勤事情の改善がこれに相当するもの」とは、人事委員会が個別の申請ごとに認定協議に応じたものであること。
- (3) その利用に係る料金を負担することを常例とするものであること。

### 2 高速道路の料金の2分の1相当額の算出方法

規則第8条の2に規定する高速道路の料金の2分の1相当額は次により算出する。

なお、高速道路利用区間における高速道路の料金の片道1回当たりの額は、ETCカードを利用している場合は、通勤割引後の額とする。

#### (1) 高速道路を往復利用する場合

高速道路利用区間における高速道路の料金の片道1回当たりの額×2×21回×1/2

#### (2) 高速道路を往路又は帰路のみ利用する場合

高速道路利用区間における高速道路の料金の片道1回当たりの額×21回×1/2

### 3 認定に当たっての留意事項等

職員が当該利用に係る規則第3条の規定による届出を行った場合には、次に掲げる事項に留意し、その者が要件を具備することを確認のうえ、認定を行うこととする。

#### (1) 通勤形態について

往復又は往路若しくは帰路のみの利用を認めるものであること。

#### (2) 通勤距離及び通勤時間について

第2第1項第1号に規定する通勤距離及び通勤時間は、高速道路を利用せずに通勤するものとした場合における自宅から勤務公署までの一般に利用しうる最短の経路により算定すること。

#### (3) 通勤時間の短縮効果について

第2第1項第2号に規定する通勤時間の短縮効果は、次により高速道路を利用し

ない場合の通勤時間と高速道路を利用する場合の通勤時間を比較して算定すること。

ア 往路における職員の住居から勤務公署までの通勤に要する総所要時間で比較すること。ただし、帰路のみの利用の場合には、帰路における勤務公署から自宅までの通勤に要する総所要時間により比較すること。

イ 同一の交通用具で比較すること。

ウ 高速道路利用区間の所要時間の算定に当たっては、道路交通法第22条第1項に規定する最高速度で走行した場合における時間とすること。

エ 高速道路利用区間の所要時間の算定を行うインターチェンジについては、自宅と勤務公署における経路のうち、最も経済的かつ合理的な経路に該当するインターチェンジとし、当該経路の総所要時間により比較すること。

#### 4 確認事務

通勤手当の事後確認の取扱いについて（平成30年8月9日付け岩警第836号）の定めるところによることとする。

#### 5 認定協議

認定権者は、通勤方法、通勤時間の状況等から第2第1項第2号に規定する「通勤事情の改善がこれに相当するもの」として当該利用に係る通勤手当の認定をしようとするときは、別記様式に係る書類を添付して、警務課長に協議するものとする。

別記様式

第 号  
年 月 日

警務課長 殿

(協議所属長)

新幹線鉄道等（高速道路）の利用に係る通勤手当の認定協議書

「新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用に係る通勤手当の取扱いについて」  
（平成7年12月21日付け岩警発第1253号）の第1第5項（第2第5項）に基づき、  
新幹線鉄道等（高速道路）の利用に係る通勤手当の認定について下記のとおり協議  
します。

記

| 手当を受けようとする者                 | 職 |  | 氏名 |  |
|-----------------------------|---|--|----|--|
| 「通勤事情の改善がこれに相当するもの」と認められる事情 |   |  |    |  |
| (通勤届 (写) 及び証明書類 (写) 添付)     |   |  |    |  |